

平成16年8月23日

中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会長  
鳥居泰彦様

全日本中学校長会  
会長 藤崎 武利



### 「中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会における意見」

地方分権の進展にともない、教育においても地方自治の責任と権限が拡大してきている。教育委員会は、今まで以上に学校を支え、地域住民のニーズに応える教育施策を推進する重要な役割を担っている。このことを踏まえ、以下の意見を表明する。

#### 1 教育委員会制度の意義と役割について

公教育の使命を果たすには、現行のように首長部局から独立した教育委員会制度は意義があり且つ欠かせない制度である。国及び教育委員会は、目標を定め教育の水準を維持し、向上を図る役割を担うが、地方分権の進展に伴い、市町村教育委員会の規模に格差が生じ、それが教育の質の差とならないように教育委員会の機能と役割を発揮できるようにする必要がある。

#### 2 首長と教育委員会との関係

首長と教育委員会との関係については、教育の普遍的な使命である中立性、安定性、継続性を保証することが大事である。そのためには、首長部局とは独立した教育委員会である必要がある。公教育は、地域の特色や特性を生かしつつ、首長部局との連携の在り方について吟味する必要がある。

#### 3 都道府県と市町村との関係及び市町村教育委員会の在り方

都道府県教育委員会の権限を市町村教育委員会へ委譲するのが地方分権の流れである。権限の委譲（人事権等の）とともに、事務移管を適切に行うために財源の移譲も検討の必要がある。また、権限委譲が進むにつれ義務教育については、市町村教育委員会の責任と指導性がより強く問われることになる。そこで、複数の小規模な市町村の共同処理の方向で広域教育行政を進めることが求められる。

#### 4 学校と教育委員会との関係及び学校の自主性・自律性の確立

学校が地域のニーズに応じて特色ある教育活動を展開するためには、学校の裁量権の拡大が必要である。例えば、学校予算については、教育委員会が総枠を示し、校長の権限で予算執行を行うようにすること、学校の特色を出せるように学校の責任で学習指導要領の趣旨を生かして一定の枠の中でカリキュラム編成が行えること、さらに、教職員の配置等について校長として人事権を行使できること、等々が必要である。また、教育委員会は学校を支える多様なサポートシステムの構築をしてはじめて学校の自主性・自律性の確立につながるものと考えられる。なお、地方分権が進展する中であっても、義務教育は国が責任を持つべきであり、その根幹をなす「義務教育費国庫負担制度」の堅持を強く要請する。